

三宅村の裁量階層世帯について

三宅村地域整備課環境整備係

次のいずれか一つに該当する世帯を「裁量階層」といい、収入基準（世帯の収入月額－控除額）を一般世帯（214,000円以下）に比べて緩和（259,000円以下）しています。

60歳以上の世帯	申込者本人が60歳以上であり、かつ同居親族全員が60歳以上であること。 （60歳以上の単身者も含む）
子育て世帯	申込者に、現在同居し扶養している18歳未満の子がいること。 （18歳に達する日の属する年度の末日以前の者）
心身障害者を含む世帯	申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。 ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 ②精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で1級～2級の障害者 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ③重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
原子爆弾被爆者を含む世帯	申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
海外からの引揚者を含む世帯	申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できること。
ハンセン病療養所入所者等を含む世帯	申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の証明書で証明できること。
配偶者等暴力被害者を含む世帯	申込者本人または同居親族がDV被害者で、次のいずれかに当てはまること。 ①配偶者暴力相談支援センターまたは、婦人保護施設か、母子生活支援施設において保護後5年以内の方 ②配偶者に対して裁判所から出された接近禁止命令または退去命令の効力発生後5年以内の方